

会 議 録

1 会議名

平成 28 年度 第 2 回上越市介護保険運営協議会

2 議事

- (1) 第 6 期介護保険事業計画の計画値と実績（見込み）の比較について
- (2) 平成 28 年度事業の取組状況について
- (3) 平成 29 年度介護認定審査会の委員交代について

3 報告

- (1) 第 7 期介護保険事業計画の策定に向けたスケジュール
- (2) 地域包括支援センター再配置について
- (3) 新総合事業の全国・県内の取組状況について

4 開催日時

平成 28 年 11 月 17 日（木）午後 2 時 00 分から

5 開催場所

上越市役所木田庁舎 4 階 401 会議室

6 傍聴人の数

0 人

7 非公開の理由

なし

8 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

- ・委 員：五十嵐靖雄、飯吉令枝、熊木敏夫、小関こずえ、竹内明美、竹山貞子、松永剛、松本新一、堀川朋靖、藤澤典子、矢崎継、渡邊貢、浅井正子、倉茂浩司、佐藤正孝、星野秀子、笹川正明、中村好男、山崎京子
(出席19人 欠席1人)
- ・事務局：八木健康福祉部長、笹川高齢者支援課長、細谷係長、八木係長、宮本主任、北島社会福祉主事

8 発言の内容

1. 開会
2. 部長挨拶
3. 議事

【協議】

- (1) 第6期介護保険事業計画の計画値と実績（見込み）の比較について
- (2) 平成28年度事業の取組状況について
- (3) 平成29年度介護認定審査会の委員交代について

【報告】

- (1) 第7期介護保険事業計画の策定に向けたスケジュール
- (2) 地域包括支援センターの再配について
- (3) 新総合事業の全国・県内の取組状況について

八木係長： ① 高齢化率及び要介護認定者数＜資料 1-1＞

笹川課長： ② 保険給付費等＜資料 1-2＞

五十嵐会長： 只今の説明について、質問等はありませんか。

(質疑応答 なし)

笹川課長： (1) 低所得者の食事及び居住費負担限度額（補足給付）の改正に伴う影響について＜資料 2-1＞

(2) 新総合事業 訪問型サービス B（住民主体による支援）＜資料 2-2＞

(3) 平成28年度新総合事業（通いの場）実施計画（合併前上越市）＜資料 2-3＞

(4) 特別養護老人ホームの待機者及び特例入所について＜当日配布資料＞

五十嵐会長： 只今の説明について、質問等はありませんか。

中村委員： 資料 2-2、新総合事業の訪問型サービス B について、サービス内容に安否確認とありますが、どういうことを想定しているのですか。子供たちがお父さん、お母さんが心配だから誰かに見てきて欲しいというのはあるかも知れませんが、本人が安否確認をして欲しいと希望することはあるのですか。

細谷係長： 安否確認というのは、中村委員からの例えがあったとおり、独り暮らし、または高齢者のみ世帯で、支援が必要な方に対して、遠くにおられるご親族の方から頻繁に本人の確認に行けないため、安否を確認して欲しいとの要望を受け、有償ボランティアから確認に行っていただくことを想定しています。元気かどうかということも含め、困りごとの相談や簡単な話し相手も安否確認にセットで提供させていただくことを考えています。

本人がこのサービスを受けたいと思うかについては、介護保険の制度に入れて提供するサービスになっておりますので、ケアマネージャー、または地域包括支援センターの担当職員が、この人には話し相手や安否確認が必要としてアセスメントをさせていただいた上で評価をさせていただきます。最後に、ご本人やご家族との合意を得た上で、サービスを始めることになっておりますので、突然知らない人が来て、色々話を聞いていくということはありません。

中村委員： 民生委員の方々が見守り活動を行っていますが、そのようなイメージなのですか。

細谷係長： 民生委員の方々の見守り活動は、頻度や内容も様々で固定されておらず、毎日やっという方もいれば、月 1 回くらいという方もいらっしゃいます。訪問型サービス B はサービスに入れるので、その頻度や内容、時間をすべて決めて、義務として行っていただくことになります。

竹内委員： 私はボランティアの会にいますが、ボランティア養成講座を受講した人

から「ちょっとわからない」と私のところに質問がきました。介護保険の中の新総合事業でこの訪問型サービスをもって、住民主体による支援ということですが、今まで自分たちの会はほとんど無償ボランティアだったので、なぜその無償ボランティアから有償ボランティアに移行したのか、私どもに何か落ち度があったのかと質問を受けたのですが、なぜ変わったのか、もう少しわかりやすく説明してほしいと思います。

細谷係長： 有償ボランティアのシステムは、今回新しく事業を始めるにあたり新しく作ったものになります。今まで、その方がどこかの無償ボランティアの団体に属していて、そこからご本人さんはこれも参入したいので、両方やりたいというスタイルかも知れないですが、訪問型サービスBについては新しく作ったものになるので、その辺のご理解の部分なのかなと思います。市の方で無償ボランティアをやっていて、それを今回、介護保険制度にのせるために有償にしたということではありません。

竹内委員： 無償ボランティアに落ち度があったとか、信頼関係を失ったとかということではないのですよね。新しい事業だと思っているので、こういうふうになったと説明したのですが、そこが理解できないと言うのです。

細谷係長： そもそも地域で行われている無償ボランティアについては、市内統一で行っているものが一切ありません。今回、市が新総合事業を始めるにあたり、市民の皆さんに利用していただくには、やはり市内全域をカバーして、均一でしっかりとした介護保険制度にのせて実施する必要があるということで、どのような仕組みだったら利用者も有償ボランティアも良いかという考えで進めてきました。無償ボランティアがやっていたものが良くなかったので、このように制度を変えたということではありません。市としては、介護保険制度にのっとして事業として実施するために制度設計をさせていただいたものであります。

竹内委員： 納得できました。質問のあった方には改めて説明します。

松永委員： 訪問型サービスBの養成講座が10月に2回程あったと思いますが、何人くらい受講されたのか。また、12月1日からの実施にあたっては、ボランティアに登録した63人がサービス提供を行っていくのか、受講者76人の方も含めてなのでしょうか。

細谷係長： 担い手のボランティア養成者数については、資料2-2の一番下の7番に記載をさせていただいています。12月にもう1コース残っていますが、10月末現在の受講者数は76名、そのうち登録をしていただいた方が63名となっており、講座を受けたが、まだ登録までは踏み切れず検討中という方もいます。登録していただいた63人の方は、ボランティア団体「スティック」の有償ボランティアの会員として活動していただく予定です。

竹山委員： 安否確認については、例えば、新聞配達員、ヤクルトの配達員、牛乳配達員など、みんなテープを貼ってあり、それで毎日配っていますが、この安否確認はどれくらいの頻度で行うのでしょうか。毎日しなければあまり意味がないような気がしますし、1回250円払うのかどうかわかりませんが、どれくらいの確認頻度を想定されていますか。

細谷係長： 先ほども説明させていただきましたが、サービスの頻度、内容については、すべてケアプランに載せることとなりますので、その方の状態によって頻度や内容を変えることとなります。ただ、竹山委員のご質問のように、生死の安否を確認するという意味で郵便屋さんや新聞屋さん、隣の家の方により電気がつく、消えるを確認するということもあります。ここで言う安否確認については、そこまで毎日入ることではなく、もう少し間を空けた安否確認という方法になります。

浅井委員： 補足をさせてください。今、無償ボランティアとか新聞配達員という話もあったところですが、それはそれでとても大事なボランティアで、地域でそういうボランティア精神によりボランティアをして下さる方が増え

ていくことを上越市も私たちも望んでいます。この有償ボランティアは、それとはちょっと違う国の政策的なものです。細谷係長の説明のとおり、ケアマネージャーがケアプランを組んで、その中にのっかり、定期的にプラン・制度としていくということなので、けっこう縛りがある仕事ということもあり有償ということなので、決して無償ボランティアを否定しているわけではなく、それはそれで大事だという、そういう違いがあるということなのです。

中村委員： 家事支援の中のゴミ捨て等の「等」の中には、どんなものが入ってきますか。例えば、玄関前の除雪はこの「等」の中に入りますか。

細谷係長： まず介護保険制度の中で家事支援、生活支援という中でのかくりの事業がありますので、やって欲しいという利用希望があっても、なんでも出来るというものではありません。中村委員から除雪の話が出ましたが、除雪については介護保険制度では認められていません。

ただ、現介護保険事業所のヘルパーの業務では、話し相手と安否確認だけではサービスを提供することが出来ませんので、これらを一体的にサービスとして提供することによって、サービスが利用しやすくなるのではないかと考え、今回、市として「話し相手」をプラスアルファで追加をさせていただきました。

山崎委員： 事業開始にあたっては、実施のノウハウがないのでボランティア団体スティックが主体となっていって、将来的には地域において実施するということが言われていましたが、そのことは住民組織の方への説明は済んでいるのですか。今までの話を聞いていると、ケアマネが入ったり包括が入ったりケアプランを基にした訪問ということになると、ある程度個人情報もしっかりと守った上で、責任のある訪問になると思いますが、その辺が住民組織の方が果たして受けられるのかどうかということが心配なところだと考えています。

細谷係長： 住民組織への説明については、平成 26 年度末に、地域支え合い事業のサロン、通いの場の実施のお願いに行くにあたり、将来的にはこういった部分も後々住民組織の方々に生活支援サービスも担っていただきたいという説明をしてきたので、全く知らないという住民組織はないと思います。事務局としては、ひとまず 13 区においては、すべて住民組織の方に通いの場を担っていただいておりますが、合併前の上越は、社協や J A をお願いしているところもあるので、進捗状況を見ながら、できるところから生活支援サービスをモデル地区という形をつくって、順次拡充していく方法も考えています。市では、住民組織に無理やり一斉に訪問 B のサービスもお願いするという事は考えておりません。

また、個人情報の件ですが、住民組織もそうですが、そもそも提供会員の有償ボランティア個人の資質が重要になってくると思っています。今回、ボランティア養成講座においても、個人情報についてはかなりの時間をとらせていただき、皆さんが一人で知らないお宅に行き、例えば、認知症が進んだ方で物を取られたとか取るのではないかとされるようなトラブルも想定されるという内容を講座の中に入れさせていただきました。市としては、ボランティアの養成・教育はしっかりと責任を持って行いたいと考えているので、住民組織にお願いするようになって、必ず講座を受けていただいた方にサービス提供の担当者になっていただくという考えであります。

八木係長： 平成 29 年度介護認定審査会の委員交代について<資料 3>

五十嵐会長： 只今の説明について、質問等はありませんか。

(質疑応答 なし)

細谷係長： (1) 第 7 期介護保険事業計画の策定に向けたスケジュール<資料 4>
(2) 地域包括支援センターの再配置について<資料 5>
(3) 新総合事業の全国・県内の取組状況について<資料 6-1、6-2>

五十嵐会長： 只今の説明について、質問等はありませんか。

小関委員： 地域包括支援センターの再配置について、平成 18 年に受託してから 10 年間そのままにしてきたということで、今回再配置をしようということだと思いますが、それがあと 2 年後の平成 30 年になって、例えば、人口が少なくなって、その地域をまた選定し直さなければならない場合が出てくると思いますが、だいたい何年後を目途に見直しを考えているのですか。

細谷係長： 具体的な見直しのスパンについては、介護保険事業計画の計画期間を 3 年としているので、市としては、この 3 年の倍数でずれることなく見直しをしていきたいと考えています。ただ、3 年で受託の法人を見直したり、エリアを見直したりということになりますと、慣れてきた頃にまた変わってしまうということがありますので、見直しの年数について 6 年がいいのか、9 年がいいのかということについては、事務局で検討中です。

今、再配置でグループ化をさせていただいているエリアにつきまして、今 65 歳以上の人口が一番多い団塊の世代が全員 65 歳になったので、そこから爆発的にあるエリアだけ増えるとはなかなか考えられませんので、少し増えても良いように人口割りを考え、その都度担当エリアが変わるとか、担当の拠点となる包括が変わり、住民の皆さんが混乱することがないようにしていきたいと考えています。

小関委員： もし、募集した時に応募がなかった場合はどのようにお考えですか。

細谷係長： 地域包括支援センターの運営については、多くの法人から「ぜひ担いたい」と市に話がきています。プロポーザル方式をやらせていただいた時に、エリアで法人がないといった場合には、市でお願いに行く等の対応をしなければならないとは思っていますが、現段階では、そのようなことにはならないと考えています。

松永委員： 県内ではもっと新総合事業の取組が進んでいるのかと思っていました。
また、介護保険の認定率にも影響しているのだらうと思いますし、これから増々全国的にも高齢化になってくるので、国の事業も変わってくると
思いますが、今後も率先して取り組むようお願いしたいと思います。

竹山委員： サテライトは何か所くらい設置を見込まれていますか。

細谷係長： どのエリアを一つのブロックにするかということは、まだ決定して
おりませんので、それが決定したらサテライトの数もおのずと決まってくる
と思います。今 19 の包括がございますが、全部で 1 型が 11 から 12 くらいにな
れば良いと考えています。包括に実際従事をされている職員から、どこと
くっつく動きやすいのかというアンケートも今年度に入ってさせていただいて
おり、それをまとめて、いくつか案を出す中で最終的に決定を
したいと考えています。

竹山委員： 決定はいつ頃ですか。

細谷係長： 次回、来年 2 月の地域包括支援センターの運営協議会で決定をする予定
なので、その時までには審査をいただく準備をしていきたいと考えていま
す。

堀川委員： 包括の再配置について、拠点とサテライトがあるということですが、担
当するエリアは、拠点の包括のエリアとサテライトのエリアが重なると理
解して良いのでしょうか。また、拠点とサテライトの法人は同一法人を想
定しているのか、それとも別法人となることも想定しているのでしょうか。

細谷係長： 拠点とサテライトのエリアは、もちろん被ります。例えば、清里と牧と
三和がくっついて、仮に三和に拠点となる包括を置いた場合、牧と清里に
は 0 というのではなく、そこに一つずつサテライトを置くということに

なり、3つのエリアを担当することになります。

拠点となる1型の包括の法人とサテライトの法人については、先般の地域包括支援センターの運営協議会でもご意見をいただきましたが、私どもとしては、原則同一法人でお願いしたいと考えています。

五十嵐会長： その他、意見がなければ、本日の議事はすべて終了となります。
その他、委員及び事務局から何かありますか。

笹川課長： 次回、今年度3回目の介護保険運営協議会は、平成29年2月頃を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

五十嵐会長： それでは、進行を事務局へお返しいたします。委員の皆様におかれては、円滑な議事進行に御協力いただきありがとうございました。

笹川課長： 五十嵐会長、長時間に渡る議事進行ありがとうございました。
以上をもちまして、本日の「平成28年度第2回上越市介護保険運営協議会」を閉会いたします。皆様ありがとうございました。

9 問合せ先

健康福祉部高齢者支援課介護指導係 Tel025-526-5111（内線1152、1673）
E-Mail : kaigo@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せて御覧ください。